

長岡京市保育料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）に規定する支給認定を受け、特定教育・保育施設を利用する児童の保育料について必要な事項を定めるものとする。

(保育料)

目的

第2条 長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡京市条例第6号）第13条及び第43条の規定に基づき保護者が支払う額（以下「保育料」という。）は、別表の保育料徴収基準額表（以下「基準額表」という。）による。

対象

事務の根拠

2 市長は、保育所において保育の実施を行ったときは、支援法附則第6条第4項又は長岡京市保育所設置条例（昭和42年長岡京市条例第7号）第3条の規定に基づき、その保護者から保育料を徴収する。

(保育料の決定)

第3条 市長は、教育・保育の実施を決定したとき、児童の属する世帯について基準額表に掲げる階層区分の認定を行い、当該認定に係る階層区分に応じ、保育料の額を決定する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料の額を変更することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づき保育料の額を決定し、又は変更したときは、保育料決定通知書（別記様式第1号）又は保育料変更通知書（別記様式第2号）によりその保護者に通知するものとする。

(保育料の納付)

第4条 保育所又は公立幼稚園若しくは公立認定こども園を利用する児童に係る保育料は、保育料納付書兼領収証書（別記様式第3号）により毎月末日までに納付しなければならない。ただし、12月については28日を納期限とし、納期限が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、1月3日若しくは12月29日から12月31日までの日（以下これらを「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日を納期限とする。

(保育料の延納等)

第5条 保育料の納付が特別の理由により困難であつて、保育料の延納及び減免を受けようとする者は、保育料延納・減免申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 保育料の算定に当たり、みなし寡婦（寡夫）控除を受け保育料の減免を受けようとする者は、保育料延納・減免申請書及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があつた場合で必要があると認めるときは、その一部又は全部を減免し又は延納させることができる。
（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 保育料徴収基準額表（1号認定）

階 層 区 分	定 義			保育料の額
A	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯			円 0
B	市民税非課税世帯			0
C	市 民 税 課 税 世 帯	C1	均等割のみ課税世帯	0
		所得 割 課 税 世 帯 C2	10,000 円未満の世帯	1,400
		C3	10,000 円以上 29,000 円未満の世帯	2,800
		C4	29,000 円以上 48,600 円未満の世帯	5,300
		C5	48,600 円以上 58,000 円未満の世帯	7,800
		C6	58,000 円以上 70,000 円未満の世帯	9,600
		C7-1	70,000 円以上 77,101 円未満の世帯	12,400

			C7-2	77,101 円以上 97,000 円未満の世帯	15,500
			C8	97,000 円以上 106,000 円未満の世帯	17,700
			C9	106,000 円以上 134,000 円未満の世帯	20,300
			C10	134,000 円以上 187,000 円未満の世帯	20,500
			C11-1	187,000 円以上 211,201 円未満の世帯	
			C11-2	211,201 円以上 248,000 円未満の世帯	21,800
			C12	248,000 円以上 301,000 円未満の世帯	
			C13	301,000 円以上 351,000 円未満の世帯	
			C14	351,000 円以上 397,000 円未満の世帯	
			C15	397,000 円以上の世帯	

2 保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）

階 層 区 分	定義			事務の根拠		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
						標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	<u>生活保護法による被保護世帯又は里親世帯</u>			事務の根拠		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市民税非課税世帯					4,400	4,400	4,100	4,100	3,500	3,500
C	市民	C1	均等割のみ課税世帯			9,100	8,900	7,300	7,100	6,900	6,700

税課 税世 帯	所得 割課 税世 帯	C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100	9,300	9,100	8,900	8,700
		C3	10,000円以上29,000 円未満の世帯	12,900	12,600	11,200	11,000	10,600	10,400
		C4	29,000円以上48,600 円未満の世帯	16,400	16,100	14,400	14,100	13,800	13,500
		C5	48,600円以上58,000 円未満の世帯	20,500	20,100	17,600	17,300	16,900	16,600
		C6	58,000円以上70,000 円未満の世帯	24,400	23,900	20,900	20,500	19,500	19,100
		C7	70,000円以上97,000 円未満の世帯	28,900	28,400	23,600	23,100	22,600	22,200
		C8	97,000円以上106,000 円未満の世帯	35,500	34,800	26,000	25,500	24,900	24,400
		C9	106,000円以上 134,000円未満の世帯	39,800	39,100	28,500	28,000	27,500	27,000
		C10	134,000円以上 187,000円未満の世帯	44,500	43,700	30,100	29,500	28,800	28,300
		C11	187,000円以上 248,000円未満の世帯	50,600	49,700	32,300	31,700	29,900	29,300
		C12	248,000円以上 301,000円未満の世帯	55,300	54,300	34,500	33,900	31,000	30,400
		C13	301,000円以上 351,000円未満の世帯	60,000	58,900	36,000	35,300	32,000	31,400
		C14	351,000円以上 397,000円未満の世帯	62,900	61,800	36,800	36,100	32,300	31,700
		C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800	37,500	36,800	32,400	31,800

備考

- 1の表において、同一世帯で小学校3年生以下の児童が2人以上小学校に通学し、又は保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部（以下これらを「教育・保育施設等」という。）若しくは児童発達支援及び医療型施設通所部（以下「発達支援施設等」

という。)を利用している場合は、小学校3年生以下の年長の児童から順に2人目の児童に係る保育料の額は表に掲げる額の半額、3人目以降の児童に係る保育料の額は0円とする。

2 前項の規定にかかわらず、1の表において市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯にあっては、第二子の児童に係る保育料の額は表に掲げる額の半額、第三子以降である児童に係る保育料の額は0円とする。

3 2の表において、同一世帯で2人以上の児童が教育・保育施設等又は発達支援施設等を利用している場合は、当該児童のうち年長の児童から順に2人目の児童に係る保育料の額は表に掲げる額の半額、3人目以降の児童に係る保育料の額は0円とする。

4 前項の規定にかかわらず、2の表において市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯にあっては、第二子の児童に係る保育料の額は表に掲げる額の半額、第三子以降の児童に係る保育料の額は0円とする。

5 保育料の額の決定におけるこの表の適用については、4月分から8月分までについては前年度分、9月分から3月分までについては当該年度分市町村民税所得割課税額における税額控除前の税額とする。

6 各月15日までの退所(園)児童及び各月16日からの入所(園)児童については、この表の徴収額の2分の1の額とする。

7 この表の「里親世帯」とは、支給認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である世帯をいう。

8 児童の属する世帯が次に掲げる世帯であって、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯である場合の徴収額は、表に掲げる額の半額とする。この場合において、児童が第2子以降である場合又は2の表において階層区分がBと認定された世帯の場合は、0円とする。

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

② 療育手帳の交付に関する規則(平成12年京都府規則第10号)に定める療育手帳の交付を受けた者

③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第

141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) 「その他の世帯」…特に困窮していると市長が認めた世帯

- 9 京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱に基づき、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯であって次に掲げる世帯については、第三子以降の児童の保育料額は0円とする。

事務の根拠

(1) 1の表において、市町村民税所得割額211,201円未満の世帯

(2) 2の表において、市町村民税所得割額169,000円未満の世帯

- 10 長岡京市保育所規則（平成28年長岡京市規則第 号。以下「規則」という。）第3条第3号の規定により延長保育を実施する児童については、次の表の金額を加算する。

階層区分	午後7時まで	午後7時30分まで
A	円 0	円 0
B	1,000	2,000
C1からC4まで	2,000	4,000
C5からC15まで	3,000	6,000

- 11 公立保育所において、規則第2条第1項第2号の規定により一時的な保育を実施する場合の保育料は次の表による。

(日額)

階層区分	0～2歳児		3～5歳児	
	午前9時から 正午まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午前9時から 午後5時まで
A	円 0	円 0	円 0	円 0
B	0	0	0	0
C1からC4まで	900	1,800	800	1,500
C5からC15まで	1,200	2,400	1,000	2,000

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

長岡京市
年 月 日

様
市長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています

年度
保 育 料 決 定 通 知 書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口座名義人			

様

保育料については、以下のとおり決定しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
所 得 階 層		所 得 調 定 額	円

決 定 額	円
-------	---

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長岡京市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、第1項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第2号（第3条関係）

長岡京市
年 月 日

様
市長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

年度
保 育 料 変 更 通 知 書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様
保育料については、以下のとおり変更しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
--------------------------	--------

4月から8月まで				
変更前	所得階層		所得調定額	円
変更後	所得階層		所得調定額	円
変更前決定額		円	変更後決定額	円

9月から3月まで				
変更前	所得階層		所得調定額	円
変更後	所得階層		所得調定額	円
変更前決定額		円	変更後決定額	円

変更前	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長岡京市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、第1項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第3号 (第4条関係)

長岡京市 (公)		年度		納入済通知書	
口座番号	加入者名	合計金額		円	
取納機関 番号	納付書 番号	確認 番号	納付 区分		
納期限	年 月 日	期別	月	通知 番号	

納税義務者 若し納税義務者が法人である場合は、法人の代表者（取締役、執行役、専任理事、専任執行役員、専任監事、専任役員等）の氏名を記載してください。		科 額
納税義務者 若し納税義務者が法人である場合は、法人の代表者（取締役、執行役、専任理事、専任執行役員、専任監事、専任役員等）の氏名を記載してください。		納税額
CVS収納用		（ご請求金額を記載した場合、クレジットで収納できません。）
上記の金額を領収したことで通知します。 長岡京市会計管理室宛 ※A頁以下の取扱いとはできません。金融機関窓口（ゆうちょ銀行含む）にお出しください。 ※通関2層4層以外のゆうちょ銀行で納付される場合は、この納付書は利用できません。 ※この用紙は直接機械処理しますので、汚したり折り返したりしないでください。		
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱(CNS)		

収納証 (長岡京市) (公) 年度 領収証書 (長岡京市) (公) 年度			
保育料		保育料	
口座番号		※の領収証書は5年間で大切に保管してください。	
加入者名		加入者名	
期 別	月	期 別	月
通知書番号		通知書番号	
納付書番号		納付書番号	
納付義務者		納付義務者	
様納		様	
料 額	円	料 額	円
	円		円
	円		円
合計金額	円	合計金額	円
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
主管課 課名		領収日付印	
京 都 府 長 岡 京 市		収入印紙不整 上記の金額を領収しました。 収入印紙は5年間で大切に保管してください。	

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

保 育 料 延 納 ・ 減 免 申 請 書

長岡京市長 様

下記のとおり、保育料の延納・減免を受けたいので申請いたします。

ふ り が な			
児 童 名			
生 年 月 日	年 月 日 生		
保 育 所 (園) 名	保 育 所 (園)	現 行 保 育 料	月 額 円
申 請 区 分	延 納 ・ 減 免		
延 納 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	減 免 申 請 額	月 額 円
理 由			

年 月 日

住所 長岡京市 _____

保護者名 _____ 印